

# 2018(平成 30)年度 A セメスター

## 演 習 概 略

(注意事項)

本演習概略は、2018 (平成 30) 年 8 月 17 日時点で UTAS に登録されている各演習のシラバスから「授業の目標・概要」「授業計画」「授業の方法」「成績評価方法」「教科書」部分等を抜粋し作成したものです。

シラバスは担当教員により随時更新されていますので、本演習概略だけでなく UTAS のシラバスを必ず確認するように心がけてください。

東京大学法学部

時間割コード	0118001S	題目	法社会学演習：マスメディアと法				
担当教員	FOOTE DANIEL HARRING 教授					単位数	2
科目名	法社会学演習	合併	総合法政、 公共政策、法曹養成	他学部	可	言語	日本語/英語
<p><b>授業の目標・概要</b>  本演習では、日本と米国を比較対象として、マスメディアと法の関係を探る。次のようなテーマを取り上げる予定である：新聞やテレビニュースの法律関係の話題の報道のしかた；法報道の社会に対するインパクト；テレビドラマ、映画、小説、漫画等のいわゆる大衆文化（popular culture）における法現象の取り上げ方とその影響；裁判報道その他の法報道の制約；情報公開；報道機関の組織（記者クラブ等）とその影響等。日本と米国の判例、著書、論文等に加えて、新聞記事、テレビニュース、ドラマ、映画等の具体例を紹介し、議論する予定である。ゲストスピーカーを呼んでの議論も予定している。</p> <p><b>授業計画</b>  以下のようなテーマを取り上げる予定である。その他のテーマを追加する場合がある。順番が変わる場合もある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 法報道の意義・役割</li> <li>2. 大衆文化に見られる法：刑事司法を例として</li> <li>3. 一般市民の考え方に与えるマスメディアの影響</li> <li>4. マスメディアと裁判員制度①：事件の取材と報道（比較法の観点から）</li> <li>5. マスメディアと裁判員制度②：犯罪報道のあり方</li> <li>6. マスメディアと裁判員制度③：守秘義務</li> <li>7. 裁判公開・法廷の報道</li> <li>8. 報道機関の組織：記者クラブ等</li> <li>9. 取材活動の制限・限界</li> <li>10. 情報公開・特定秘密保護法</li> <li>11. マスメディアの倫理</li> <li>12. マスメディアとリスク管理</li> <li>13. マスメディアの社会的責任</li> </ol> <p><b>授業の方法</b>  演習。ディベート・発表・リサーチレポート等、チームによるプロジェクトを課す予定である。</p> <p><b>成績評価方法</b>  平常点による</p> <p><b>教科書</b>  教材は随時指示する</p> <p><b>参考書</b>  随時指示する</p> <p><b>履修上の注意・その他</b>  ディベート・発表・リサーチレポート等、チームによるプロジェクトが多く、チームワークが重要である。次年度も開講（当年度とほぼ同じ内容）</p> <p><b>関連ホームページ</b></p>							

時間割コード	0118002S	題目	ドイツ法制史入門（中世都市法とは何か？）				
担当教員	西川 洋一 教授					単位数	2
科目名	西洋法制史演習	合併	総合法政、法曹養成	他学部	可	言語	日本語

### 授業の目標・概要

中世都市法史をを取り上げ、それがこれまでどのような視角と方法にもとづいて研究されてきたかを見た上で、最新の研究論文を読む。中世都市は、マックス・ヴェーバーがそれに注目したことからもわかるように、ヨーロッパの歴史においてきわめて重要な位置を占める歴史事象であり、そこにおける法や裁判のあり方も、中世から近代への法の発展を考える際に、典型的な意味を与えられてきた。ある時代の学者の中世都市法像の中には、その時代の法や国家についての見方の特色が反映されていると言っても過言ではない。

このような認識を前提として、この演習では、以下の二点を主たる目標とする。

- (1) 中世都市法を対象として、法の歴史の研究が、それぞれの時代の法についての見方といかに関連しているかを考える。
- (2) ドイツ語の学術文献の厳密な読解の訓練をする。

### 授業計画

参加者のドイツ語能力に応じて進め方は検討するが、基本的に次のような計画で行なう。

- (1) まず、ドイツ法制史学の代表的な概説書（下の「教科書」欄の①）の中の中世都市法に関する叙述を読み、そこに見られる特徴的な研究方法・思考方法を検討する。
- (2) 中世都市における法生活を扱った最新の研究論文（下の「教科書」欄の②以下の中で、参加者の希望するものを選ぶ）を読み、現在の研究において何が問題として把握され、それに対してどのようにアプローチされているのかを考える。

### 授業の方法

法的な文章の読解においては、使われている概念の意味を厳密に確定し、著者がいかなる論理によって結論を導き出そうとしているのかを正確に把握することが不可欠である。外国語で行なうことは、非常に良い訓練となる。それゆえ、本演習では、ドイツ語で書かれた文献を厳密に読むことに努める。

原則として事前に担当箇所を割り当てることはしないので、全員に対して毎回十分に準備してくることを求めたい。

中世法制史に関する知識は必要ないし、ドイツ語の初心者も歓迎するが、初等文法はマスターしておいてほしい。

### 成績評価方法

平常点による。

（次ページに続く）

時間割 コード	0118002S	題目	ドイツ法制史入門（中世都市法とは何か？）				
担当教員	西川 洋一 教授					単位数	2
科目名	西洋法制史演習	合併	総合法政、法曹養成	他学部	可	言語	日本語
<b>(前ページからの続き)</b>							
<b>教科書</b>							
下記のをコピーして配布する。							
① Hermann Conrad, Deutsche Rechtsgeschichte : ein Lehrbuch, 2. Aufl., 1962 該当箇所							
② Eberhard Isenmann, Städtische Gesetzgebungs- und Verordnungsrecht in Rechtsliteratur und in Rechtsgutachten deutscher Juristen des Spätmittelalters, in: Jean-Marie Cauchies et al.(eds.), "Faire bans, edictz et statuz". Légiférer dans la ville médiévale, 2001.							
③ Bernd Kannowski, "is sint nicht vil wort die eynen man schuldig machen". Der Wille als Verpflichtungsgrund nach land- und stadtrechtlichen Quellen im späten Mittelalter, in: Albrecht Cordes et al.(eds.), Stadt-Gemeinde-Genossenschaft, 2003.							
④ Frank Rexroth, Die Stadt Braunschweig und ihr Femegericht im 14. Jahrhundert, in: Klaus Schreiner et al. (eds.), Bilder, Texte, Rituale (ZHF Beiheft 24), 2000							
⑤ Valentin Groebner, Flüssige Gaben und die Hände der Stadt. Städtische Geschenke, städtische Korruption und politische Sprache am Vorabend der Reformation, in: Bilder, Texte, Rituale (④と同じ)							
<b>参考書</b>							
授業の中で指定する。							
<b>履修上の注意・その他</b>							
恐らく毎回時間を大幅に延長することになると思いますので、授業の後に予定を入れしないで下さい。上にも書きましたが、ドイツ語の初心者も初等文法だけはマスターしておいて下さい。							
<b>関連ホームページ</b>							

時間割 コード	0118004S	題目	ドイツの民事判例を読む				
担当教員	海老原 明夫 教授					単位数	2
科目名	ドイツ法演習	合併	総合法政、法曹養成	他学部	可	言語	日本語
<p><b>授業の目標・概要</b>  ドイツ連邦通常裁判所(BGH)の民事判例を取り上げて、ドイツの司法制度の理解を踏まえつつ、ドイツ語読解の訓練を兼ねて、厳密に読み進む。  一般にドイツ民事判例は、憲法判例などと比べて記載が簡潔で必ずしも読みやすくない。少ない手がかりから正しい解読に到達するための技術を養いたい。</p> <p><b>授業計画</b>  判例は、不法行為法の領域から選ぶ予定である。</p> <p><b>授業の方法</b>  演習</p> <p><b>成績評価方法</b>  平常点による</p> <p><b>教科書</b>  配布する。</p> <p><b>参考書</b>  特になし</p> <p><b>履修上の注意・その他</b>  特になし</p> <p><b>関連ホームページ</b></p>							

時間割 コード	0118007S	題目	行政法演習				
担当教員	宇賀 克也 教授					単位数	2
科目名	行政法演習	合併	総合法政、 公共政策、法曹養成	他学部	否	言語	日本語
<p><b>授業の目標・概要</b> 行政法の実務の最先端の問題の学習を通じて、行政法に対する理解を深め、解釈論、立法論を行う能力を向上させる。</p> <p><b>授業計画</b> 環境影響評価、PFI,行政組織、公務員、公物等の現代的諸問題について取り扱う。</p> <p><b>授業の方法</b> ゲストスピーカーをお招きしてお話しいただいた後、私が行政法の観点から補足を行う。テキストの予習すべき範囲については、事前にホームページで通知する。</p> <p><b>成績評価方法</b> 出席および授業参加の評価が20パーセント、レポートの評価が80パーセントとする。</p> <p><b>教科書</b> 宇賀克也・行政法概説Ⅲ（第4版）（有斐閣）</p> <p><b>参考書</b> 宇賀克也・行政法概説Ⅰ（第6版）（有斐閣）</p> <p><b>履修上の注意・その他</b> 授業中にテキストを参照するので、持参すること。</p> <p><b>関連ホームページ</b></p>							

時間割コード	0118015S	題目	ラテンアメリカ発の比較政治学				
担当教員	大串 和雄 教授					単位数	2
科目名	比較政治演習	合併	総合法政、公共政策	他学部	可	言語	日本語

#### 授業の目標・概要

ラテンアメリカはヨーロッパに次いで比較政治学の材料を最も提供してきた地域であると言ってよいであろう。またラテンアメリカの大学で 1970 年代以降に社会科学が定着するにつれて、ラテンアメリカ出身の研究者が欧米の比較政治学に影響を与えることも多くなっていった。なかでもアルゼンチン出身のギジェルモ・オドネル (Guillermo O'Donnell) は、欧米の比較政治学に最も影響を与えたラテンアメリカ出身の研究者の一人である。彼が提唱した「官僚型権威主義体制 (B-A 体制)」、「委任型民主主義 (Delegative Democracy)」などの概念は広く知られてるし、彼が共著者である *Transitions from Authoritarian Rule* は民主化論の古典として知られている。

本演習は、オドネルが足跡を残した民主主義の質、民主化などの問題について、彼の業績を手がかりとして考察を深めることを目的としている。使用するテキストはオドネルにゆかりのある者が寄稿しているが、単にオドネルの業績を紹介するにとどまらず、オドネルの議論をさらに進める最先端の研究も含まれる内容になっている。

#### 授業計画

下掲の英語のテキストについて履修者にあらかじめコメントを提出してもらい、授業ではそれを素材として議論する。また、2 月ないし 3 月のいずれかの時期に合宿を行い、履修者はラテンアメリカの政治に関連する報告を行う。

#### 授業の方法

演習形式で行う。履修者は全員がテキストを読み、毎回コメント・質問を提出する。また、テキストについて当番制でレジュメを提出する。毎週の授業はあらかじめ提出されたレジュメおよびコメント・質問の検討を中心に行なう。授業は原則として毎回延長するが、用事がある者には定時の退出を認める。合宿は履修者の人数により、1 泊または 2 泊で行う。日程は履修者と相談して決定する。

#### 成績評価方法

課題の提出と内容、授業における貢献、合宿の発表による。

(次ページに続く)

時間割 コード	0118015S	題目	ラテンアメリカ発の比較政治学				
担当教員	大串 和雄 教授					単位数	2
科目名	比較政治演習	合併	総合法政、公共政策	他学部	可	言語	日本語
<b>(前ページからの続き)</b>							
<b>教科書</b>							
Daniel M. Brinks, Marcelo Leiras, and Scott Mainwaring (eds.), Reflections on Uneven Democracies: The Legacy of Guillermo O'Donnell (Baltimore, MD: Johns Hopkins University Press, 2014).							
上記教科書は授業に間に合うようになるべく早く入手すること。本郷の生協書籍部に若干部数を置いてもらう予定である。							
本書の内容は以下の通り。							
Chapter 1 Democratic Breakdown and Survival in Latin America, 1945--2005							
Chapter 2 Argentina's Democracy Four Decades after Modernization and Bureaucratic-Authoritarianism							
Chapter 3 Reflections on "Transitology": Before and After							
Chapter 4 Rentier Populism and the Rise of Super-presidents in South America							
Chapter 5 Democracy and Markets: Notes on a Twenty-First-Century Paradox							
Chapter 6 Inequality and Democracy: Latin American Lessons for the United States							
Chapter 7 Economic Performance, Political Competition, and Regime Stability in Postwar Latin America							
Chapter 8 Theorizing a Moving Target: O'Donnell's Changing Views of Postauthoritarian Regimes							
Chapter 9 Building Institutions on Weak Foundations: Lessons from Latin America							
Chapter 10 Inequality and the Rule of Law: Ineffective Rights in Latin American Democracies							
Chapter 11 Unpacking Delegative Democracy: Digging into the Empirical Content of a Rich Theoretical Concept							
Chapter 12 Accountability Deficits of Delegative Democracy							
Chapter 13 Democracy, Agency, and the Classification of Political Regimes							
Chapter 14 Democracy and Democratization: Guillermo O'Donnell's Late Attempt to Rework Democratic Theory							
Chapter 15 "A mi, si, me importa": Guillermo O'Donnell's Approach to Theorizing with Normative and Comparative Intent							
<b>参考書</b>							
特になし。							
<b>履修上の注意・その他</b>							
特になし。							
<b>関連ホームページ</b>							



時間割 コード	0118018S	題目	Contemporary Chinese Diplomacy				
担当教員	高原 明生 教授					単位数	2
科目名	国際政治演習	合併	総合法政、公共政策	他学部	可	言語	英語
<p><b>授業の目標・概要</b>  This course looks into the diplomacy of the People's Republic of China. It discusses the development of Chinese diplomacy from the days of Mao Zedong and Zhou Enlai to the current period. Important questions to be tackled include the policy process, especially the linkage between internal politics and external policy.</p> <p><b>授業計画</b>  Specific issues to be covered would include China's foreign and security policies, identity and diplomacy, Japan-China relations, US-China relations, regionalism in East Asia, etc.</p> <p><b>授業の方法</b>  At class, students will engage in discussion based on prior reading and lecture. From mid-term, students will prepare their own presentations on topics they choose in consultation with the teacher. At the end of the term, they will submit essays as results of their independent research.</p> <p><b>成績評価方法</b>  By presentation, contribution to the discussions, and essay.</p> <p><b>教科書</b>  Reading lists will be introduced during class.</p> <p><b>参考書</b>  References will be introduced during class.</p> <p><b>履修上の注意・その他</b>  Participating students will include those belonging to graduate schools.</p> <p><b>関連ホームページ</b></p>							

時間割コード	0118019S	題目	知的財産法関係重要判例研究				
担当教員	大淵 哲也 教授					単位数	2
科目名	知的財産法演習	合併	総合法政	他学部	否	言語	日本語

### 授業の目標・概要

#### 【演習の目的・ねらい・進め方】

知的財産法に関して、総合的な判例研究を行う。法的分析力・思考力・表現力等の涵養を主眼とする。本演習においては、特定の判例を指定するという形を取らず、特定の重要テーマを指定した上で、そのテーマにおける重要判例を自ら探り当て、これに分析・検討を加えるという、より高度ともいべき判例研究を行う。テーマの選定に当たっては、特に、判例等の今後の大きな動きが期待される研究実務の最先端のテーマに力点を置く。判例に重点を置くが、学説や立法論等にも十分ふれるようにする（特に判例の乏しい分野について）。新たな分野に果敢に挑戦する受講者の参加を期待したい。

### 授業計画

#### 【授業の構成】

開講時に指定する重要テーマごとに報告グループを構成し、受講者は2つの報告グループに所属する。報告グループは、あらかじめグループ内での討議を経て、報告を行う。これを踏まえて、報告グループ以外の受講者も積極的に質疑応答・討議に参加する。演習終了時には、演習で取り上げたテーマについて、演習での討議の結果も踏まえた研究成果をレポートとして提出する。

- 1.職務発明
- 2.クレーム解釈
- 3.審決取消訴訟
- 4.特許無効
- 5.ライセンス（実施権）関係
- 6.著作物
- 7.著作者
- 8.著作者人格権
- 9.支分権と権利制限
- 10.著作権の直接侵害・間接侵害（重要関連論点たる行為者認定を含む）

### 授業の方法

演習

### 成績評価方法

平常点・レポートによる

### 教科書

必要に応じて、適宜指示する。

### 参考書

大淵哲也ほか『知的財産法判例集 [第2版]』（有斐閣・2015年）、茶園成樹編著『特許法 [第2版]』（有斐閣・2017年）、高林龍『標準特許法 [第6版]』（有斐閣・2017年）、中山信弘『特許法 [第3版]』（弘文堂・2016年）、茶園成樹編著『著作権法 [第2版]』（有斐閣・2016年）、高林龍『標準著作権法 [第3版]』（有斐閣・2016年）、島並良=上野達弘=横山久芳『著作権法入門 [第2版]』（有斐閣・2016年）、中山信弘『著作権法 [第2版]』（有斐閣・2014年）、平嶋竜太=宮脇正晴=蘆立順美『入門知的財産法』（有斐閣・2016年）等。

（次ページに続く）

時間割 コード	0118019S	題目	知的財産法関係重要判例研究				
担当教員	大渕 哲也 教授					単位数	2
科目名	知的財産法演習	合併	総合法政	他学部	否	言語	日本語
<p><b>(前ページからの続き)</b></p> <p><b>履修上の注意・その他</b>  知的財産法の講義を履修済み（又は履修予定）であること。全員参加で実質的な議論ができるよう、参加人数は10名程度を予定。</p> <p><b>関連ホームページ</b></p>							

時間割コード	0118024S	題目	アジアの大陸法系国における主要ビジネス法の研究				
担当教員	平野 温郎 教授					単位数	2
科目名	商法演習	合併	総合法政、法曹養成	他学部	否	言語	英語

#### 授業の目標・概要

インドネシア、タイ、ベトナム等、アジアの大陸法系国における主なビジネス法分野（リーガルシステム、契約法、動産売買法、不法行為法、仲裁法等を予定）を題材として、概要や特徴を把握するとともに、他の大陸法系国やコモンロー系国（日本、オーストラリア等から適宜取り上げる）との比較を通じて、両者の相違点に対する理解を深め、ビジネスにおける留意点やリスクマネジメントの手法も探っていく。アジアを拠点として活躍する弁護士や企業法務パーソンを志望する者のために、日本企業が多く事業展開するアジア大陸法系国のビジネス法のエッセンスを学ぶ機会を提供しようというものである。

#### 授業計画

平野および関係国の著名大学教員（本学客員）が担当する。  
授業計画は追って掲載する。

#### 授業の方法

担当教員による講義およびディスカッション、教員所属大学等の外国人学生との共同研究等による。学外の実務家の参加も得る予定である。その成果物は、可能な限り、担当教員の指導の下で論稿として取り纏め、あるいは公表する可能性もを念頭において、進める。

#### 成績評価方法

レポート（英語）および平常点（出席、貢献度等）による。受講者にとって過大な負担とならない分量、テーマ選択で行うが、上記の通り、成果物として取り纏めることを想定しているので、一定の水準を満たしたことになることを期待する。  
採点基準は優上、優、良、可、不可とする。

#### 教科書

未定

#### 参考書

未定

#### 履修上の注意・その他

授業は英語で行われる（一部はインターネットを通じたビデオコンファレンスの形式による）。Non-native の学生でも理解できるような平易な用語、スピードで行われるが、リスニング力に加え、ある程度のディスカッションが可能な英語力が求められる。本年度から新規開講。なお、シンガポールなどコモンロー系国の法制度概要（大陸法系国の場合と異なり、日本語や英語による資料が相応に入手でき、研究も進んでいる）について学びたい場合は、S セメスター開講の Asian Business Law Seminar1 の受講を勧める。

#### 関連ホームページ

時間割 コード	0118026S	題目	金融担保法判例研究				
担当教員	森田 修 教授					単位数	2
科目名	民法演習	合併	総合法政	他学部	否	言語	日本語
<p><b>授業の目標・概要</b>  近時の重要な裁判例を取り上げ、その先例的意義を、とりわけ債権法改正によってどのようにその位置づけが変更されるべきかに留意しつつ、検討する。</p> <p><b>授業計画</b>  取り上げる裁判例は初回に合議の上決定する</p> <p><b>授業の方法</b>  各回一本の裁判例を取り上げ、担当者を決めて報告をしてもらった上で、出席者全員で議論する</p> <p><b>成績評価方法</b>  別途指示する</p> <p><b>教科書</b>  特にない</p> <p><b>参考書</b>  特にない</p> <p><b>履修上の注意・その他</b>  主として最高裁判例集(民集)を用いる。百選などでお茶を濁すことはできない</p> <p><b>関連ホームページ</b></p>							

時間割コード	0118028S	題目	比較労働法演習				
担当教員	荒木 尚志 教授					単位数	2
科目名	労働法演習	合併	総合法政、法曹養成	他学部	否	言語	日本語

#### 授業の目標・概要

本演習では、外国語論文を読み、労働法の諸課題について、比較法的視点から検討する。今回の演習では、プラットフォーム・エコノミーなど、新たな就業形態の発展とともに、副業・兼業など雇用の在り方が複線化し、また雇用の外延も曖昧化するなど、雇用システムが大きく変容している。そこで、副業・兼業が今後増加していく中で生ずる新たな法的課題について、諸外国の状況を踏まえつつ検討する予定である。もっとも、本演習の具体的内容については、参加者の希望も考慮して確定する。基本的に英語文献（状況によってドイツ語文献）を購読する予定である。

#### 授業計画

初回：比較労働法のイントロダクション

第2回以降：指定英語文献（状況によってドイツ語文献）の購読

#### 授業の方法

演習方式による

#### 成績評価方法

平常点による

#### 教科書

演習において指示する。

#### 参考書

演習において指示する。

#### 履修上の注意・その他

学部生も履修可能であり、学部では外国語授業の扱いとなる。

#### 関連ホームページ

時間割コード	0118029S	題目	ヨーロッパ法と国内法				
担当教員	伊藤 洋一 教授					単位数	2
科目名	ヨーロッパ法演習	合併	総合法政、 公共政策、法曹養成	他学部	否	言語	日本語

### 授業の目標・概要

ヨーロッパ統合の大きな特色は、「法による統合」であることである。特に、広義のヨーロッパ法(EU法およびヨーロッパ人権法)の国内法に対する優越の結果、加盟国においては、国内法の「ヨーロッパ法化」が近年顕著な現象となっており、ヨーロッパ法の影響を無視して加盟国の国内法のみを研究することは、もはや困難となってきている。特に、ヨーロッパ諸国の基本権保障については、EU裁判所・ヨーロッパ人権裁判所と国内裁判所との協力が不可欠となっており、両者の間の「対話(dialogue)」ないし「ネットワーク」が今や重要化し、国内法も変容を遂げつつある。

本演習では、執筆当時フランス憲法院の構成員であった公法学者 Nicole Belloubet の論文を教材として講読する予定である。同論文は、法秩序間関係に関する 1800 頁を超える論文集の中の 1 編であるが、「ガラパゴス化」が囁かれつつある日本の裁判所の現況とは全く異なる、近時のヨーロッパにおける「裁判官対話」の実情、国内裁判所活動の国際化、フランス公法変容の実態を垣間見せてくれるであろう。

### 授業計画

本演習では、教材となる文献を、特に参加者の分担を事前に決めることなく、講読する。

### 授業の方法

演習。

### 成績評価方法

平常点を考慮する。

成績を合格・不合格で評価する。

### 教科書

本演習では、下記の文献を講読する予定(但し、開講までに更に新しい適当な文献が現れた場合には変更の可能性はある)。

Belloubet, Nicole, Repenser le rôle du juge constitutionnel. Les rapports entre le Conseil constitutionnel français et les ordres juridiques européens, in Bonnet, Baptiste (ed.), *Traité des rapports entre ordres juridiques*, Paris, LGDJ, 2016, p. 695-712 (開講時配付予定)

### 参考書

初回のイントロダクションにおいて説明。

### 履修上の注意・その他

上記文献は、その内容上、フランス法およびヨーロッパ法に関する知識(法源、政策決定過程、裁判所組織の概要等)を当然の前提として書かれているので、ヨーロッパ法の授業に出席するか、適当な概説書を予め読んだ上で、本演習に出席することが望ましい。

なお、フランス語文献読解の訓練も、本演習の重要な目的の一つである。本格的なヨーロッパ法研究には、英語だけでは到底十分とは言えないからである。フランス語を読む意欲のある者の参加を希望する。

### 関連ホームページ

時間割コード	0118031S	題目	アメリカ民事訴訟法判例研究				
担当教員	浅香 吉幹 教授					単位数	2
科目名	英米法演習	合併	総合法政、公共政策	他学部	否	言語	日本語

#### 授業の目標・概要

アメリカ民事訴訟法の判例（もちろん英文）を読む。アメリカの法の実現過程について、時系列に沿って学んでいく。アメリカ民事訴訟法はアメリカのロー・スクールでは1年生科目として、法学への導入としての役割も担っていて、連邦制や陪審といった英米法総論で学んだ諸問題もより具体的に検討することになる。

#### 授業計画

- 第1回 概要：トライアル前手続とトライアルの区分
- 第2回 事物管轄権
- 第3回 クラス・アクション，広域係属訴訟
- 第4回 人的管轄権
- 第5回 適用法
- 第6回 訴答
- 第7回 ディスカヴァリ
- 第8回 プリトライアル手続
- 第9回 陪審制
- 第10回 トライアル手続
- 第11回 評決
- 第12回 評決後の手続
- 第13回 上訴

#### 授業の方法

双方向授業を中心に行う。

#### 成績評価方法

- 筆記試験を行わない
- 平常点を考慮する
- レポートは課さない

#### 教科書

判例資料を配付する

#### 参考書

浅香吉幹『アメリカ民事手続法（第3版）』（弘文堂，2016）

#### 履修上の注意・その他

とくになし

#### 関連ホームページ



時間割 コード	0118032S	題目	民法判例研究				
担当教員	森田 宏樹 教授					単位数	2
科目名	民法演習	合併		他学部	否	言語	日本語

### 授業の目標・概要

本演習は、民法に関する著名な判決、または比較的最近に出された最高裁判決を素材として、「判例を読み解く」ことの基本を学びます。

判決の抜粋のみを扱う「民法基礎演習」とは異なり、判決全体をその第1審の事実関係から丁寧に読むことを通じて、参加者は、それぞれの判決に含まれる法的問題点について考えるとともに、それが具体的な事案において実際にどのような意味を有するものであったのかを考えてみることにより、民法の解釈論についての理解を深めることが期待されます。

さらに、演習に参加することは、単に大教室で一方向的に講義を受けるだけでは得ることのできない、法学部図書室やインターネットを利用して判例や文献等を自分で検索することや、課題を分析検討した結果を一定の視角から論理的に構成してわかりやすくプレゼンテーションすること、といった法律学を学ぶ者としての基礎的な素養を習得することも目的としています。

### 授業計画

初回には、イントロダクションとして、本演習の目的および進め方について説明します。各回の報告担当者および反論者を決定したのち、判例評釈その他の文献の具体的な調べ方について説明します。

次回には、全員で、実際に特定の最高裁判決を読みます。ソクラティック・メソッドで、判決をどのように読んだらよいのかについての基礎的知識を学びます。「判例」というのは、ある判決から抽出された「先例としての規範」を意味しますが、ある判決から「先例としての規範」を抽出するとはどういうことなのか、についておおよそのイメージを掴むことを目的としています。

第3回以降では、担当者の報告に基づいて、参加者全員で議論をしながら、各回の課題判決を読み解いていくを行います。

### 授業の方法

3回目以降の演習の進め方としては、各回、報告の担当者を決めて1つの判決を扱い、担当者の報告に基づいて、参加者全員で判例の検討を行います。

報告者は、担当の当日、30分程度の報告を行うほか、当該判決についての参考文献リストを作成して、事前に配布することが求められます。他方、担当者以外の参加者は、各回の判決を読んできてくれることが義務です。

### 成績評価方法

報告およびレポート、そして毎回の議論などの平常点によって評価します。

報告者は、その担当した判例について行った報告の内容を、ゼミでの議論を踏まえて、期末に簡潔なレポート（判例百選の解説程度の分量）にまとめて提出することが単位取得の要件になります。

### 教科書

特にありません。

### 参考書

開講時に指示します。

### 履修上の注意・その他

授業の方法を参照。

### 関連ホームページ

時間割 コード	0118034S	題目	政治学の方法と実証				
担当教員	加藤 淳子 教授					単位数	2
科目名	政治学演習	合併	総合法政	他学部	可	言語	日本語
<p><b>授業の目標・概要</b> 政治学の分析の方法の文献を読み、参加者がそれを政治現象や政治行動の理解に応用できるよう理解を深める。</p> <p><b>授業計画</b> 政治学の方法の導入にふさわしい初歩的なものから、ある程度の応用が可能な中高度のレベルのものまでを含む文献を順に読み込み理解していく。日本語の文献を中心とするが、随時、英語の文献を扱う。</p> <p><b>授業の方法</b> 政治学の方法に関する文献を全員が読んで準備をしてきた上で、担当者の発表を基に、議論を進める。</p> <p><b>成績評価方法</b> 平常点による。</p> <p><b>教科書</b> 適宜指示する。</p> <p><b>参考書</b> 適宜指示する。</p> <p><b>履修上の注意・その他</b> 参加者の議論への活発な参加を求める。</p> <p><b>関連ホームページ</b></p>							

時間割 コード	0118036S	題目	日本法制史史料研究				
担当教員	新田 一郎 教授					単位数	2
科目名	日本法制史演習	合併	総合法政	他学部	可	言語	日本語
<p><b>授業の目標・概要</b> 日本法制史に関する史料の現物に触れ、その扱いの基本的なスキルを修得する</p> <p><b>授業計画</b> 日本法制史の史料に関する基本的な説明を与えた後、法制史資料室に所蔵する史料を用いて、読解、整理、目録作成など、史料の扱い方の基本的な学習へと進む。延いては、史料から具体的な論点を発見し報告を行うことを期待したい。</p> <p><b>授業の方法</b> 法制史資料室に所蔵する史料の現物を用いた読解・整理作業を中心として進行し、作業の進行に応じて参加者による報告・討論をまじえる。</p> <p><b>成績評価方法</b> 授業中のパフォーマンスによる</p> <p><b>教科書</b> 特定の教科書は使用しない</p> <p><b>参考書</b> 授業の進行に応じて適宜指示する</p> <p><b>履修上の注意・その他</b> 日本史全般に関する高校教科書程度の水準の知識を有することが望ましい</p> <p><b>関連ホームページ</b></p>							

時間割 コード	0118039S	題目	ロシア軍の歴史：モスクワ国家からセルジュコフ改革まで				
担当教員	松里 公孝 教授					単位数	2
科目名	ロシア・旧ソ連史演習	合併	総合法政、公共政策	他学部	可	言語	日本語/英語
<p><b>授業の目標・概要</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 歴史の重要な構成要素である軍史について学ぶ</li> <li>2. ロシア史における軍の役割について学ぶ</li> <li>3. 軍が技術・社会・官僚制の発展に果たす役割について学ぶ</li> <li>4. プーチン大統領時代のロシアの軍事大国化について学ぶ</li> <li>5. ウクライナ、非承認国家、中東に対するロシアの政策を総合的に学ぶ</li> </ol> <p><b>授業計画</b></p> <p>以下の4冊を読む。</p> <p>David Schimmelpenninck van der Oye and Bruce W. Menning, eds., <i>Reforming the Tsar's Army: Military Innovation in Imperial Russia from Peter the Great to the Revolution</i> (Woodrow Wilson Center Press, 2004)</p> <p>Зайончковский П. А. Военные реформы 1860-1870 годов в России. — М.: Изд-во Моск. ун-та, 1952.</p> <p>小泉悠『軍事大国ロシア：新たな世界戦略と行動原理』（作品社、2016）；小泉悠『プーチンの国家戦略：岐路に立つ「強国」ロシア』（東京堂出版、2016）</p> <p>以上のうち、小泉の著作は、読了後、著者を交えて討論する。</p> <p><b>授業の方法</b></p> <p>最初に課題を分担し、自分が担当する章の要約を報告して討論する。</p> <p><b>成績評価方法</b></p> <p>英語読解の正確さと討論参加の積極性で評価する。</p> <p><b>教科書</b></p> <p>上記4冊</p> <p><b>参考書</b></p> <p>追って指定する。</p> <p><b>履修上の注意・その他</b></p> <p>課題の文献は、自分が担当していない章もできるだけ読むこと。</p> <p><b>関連ホームページ</b></p>							

時間割コード	0118043S	題目	AIと税制				
担当教員	増井 良啓 教授					単位数	2
科目名	租税法演習	合併	総合法政、公共政策、法曹養成	他学部	可	言語	日本語

### 授業の目標・概要

デジタル化の進む近未来をみすえて、技術革新が私たちの社会や法にどのようなインパクトを与えるかをじっくり議論します。表題の「AIと税制」は、このような大きな動きを象徴する典型例です。このゼミでは、これにとどまらず、GoogleやAmazonの国際的タックス・プランニングや、Bitcoinで話題を呼んだ仮想通貨の課税取扱い、IPボックスをはじめとする研究開発税制の世界的動向、FinTechで変わる金融・会計と税制の関係、徴税プロセスの電子化やビッグデータの活用、シェアリング・エコノミーの課税問題、BEPS行動1で積み残されたデジタル経済の課税、AI活用が進む中で専門職の今後のあり方、デジタル・デバイドへの対応といったような問題を、参加者の希望に応じて幅広にとりあげ、内外の文献を読み進めていきます。

既存の答えはありません。どのような未来を構想すべきか、一緒に考えていこうではありませんか。

### 授業計画

読むべき文献が、内外でどんどん出ています。開講時までにはできる限り精選してリストを提示し、開講時に履修者全員で相談して何を取り上げるかを決めただえで、会読していきます。

### 授業の方法

文献会読。

### 成績評価方法

平常点による。

成績を A+・A・B・C+・C・F で評価する。

### 教科書

開講時に決定。公的機関の報告書や研究者の論文を中心とする予定です。英文のものを含みます。

### 参考書

租税法学会編『イノベーションと税制』租税法研究 46号 (2018年予定)。

### 履修上の注意・その他

総合法政・法科大学院・公共政策大学院との合併。知的好奇心にあふれる方の参加を歓迎。このゼミの主役はみなさん一人一人です。与えられた文献を読むだけでなく、(あ)東大図書館の資源を最大限に活用して自分で文献を効率的に調査する、(い)収集した情報を消化して問題を定式化し自分なりの議論を組み立て口頭で発表する、(う)自分の発表に対する参加者の反応をうまくフィードバックする、(え)他の参加者のプレゼンに対して積極的に質問やインプットを行う、といった能動的な作業を期待しています。負担は軽くありませんが、私も寄り添って伴走していきますので、「ちょっと大丈夫かな？」

### 関連ホームページ

<http://www.masui.j.u-tokyo.ac.jp/>

時間割コード	0118046S	題目	競争法の先端				
担当教員	白石 忠志 教授					単位数	2
科目名	経済法演習	合併	総合法政、法曹養成	他学部	否	言語	日本語/英語

#### 授業の目標・概要

英語資料によって、競争法の先端に触れます。「競争法」とは独禁法の国際的通称です。

この授業を開講する目的は、①伝統的カリキュラムを乗り越えて法学部 3 年生に競争法の授業を提供する、②競争法を研究または実務において専門とする担当教員・研究大学院学生等・実務家等が最新状況に触れて知識をアップデートする機会を設ける、の 2 点です。

したがって、法学部 3 年生（法学部推薦入学駒場学生を含む。）は 5 名程度以内を受け入れ、法学部 4 年生（留年生等を含む。以下同じ。）は②の趣旨に沿う者のみ若干名を受け入れます。400 字前後の参加希望理由によってそれに合致する具体的説明をしてください。②の趣旨に沿う法学部 4 年生は、特別な事情のない限り当然に、『独禁法講義 第 8 版』を読了しており、今年度 A セメスター「経済法」を並行受講するものと考えています。

最初の数回は基礎を確認するための英語資料を用い、そのあと先端に入ります。米国や EU の判決・決定等、当局者のスピーチ、新たな視点を提起する論文の抜粋、などが考えられます。

時刻は 17:15-19:45 とします。特に連絡しない限り、9 月 25 日が初日です。9 月 25 日～12 月 18 日までの 13 回の火曜日のうち、9 回のみ開催します。休みとする 4 回のうち 3 回は、10 月 9 日・11 月 6 日・12 月 4 日とする予定です。他の 1 回は秋まで決めることができません。なお、詳細は未定ですが、12 月 4 日午後外国の複数の専門家を招いたコンファレンスを行う予定です。

開講日までに追加の連絡事項があれば、随時、<http://shiraishitadashi.jp/> の「授業」欄に掲げます。

#### 授業計画

「授業の目標、概要」のとおり。

#### 授業の方法

演習

#### 成績評価方法

筆記試験を行わない。

平常点を考慮する。

レポートを課さない。

#### 教科書

ネット上の資料から選んで事前に知らせ参加者各自が用意する形態が中心。

#### 参考書

白石忠志『独禁法講義 第 8 版』有斐閣、2018 年。

#### 履修上の注意・その他

「授業の目標、概要」のとおり。

#### 関連ホームページ

時間割 コード	0118047S	題目	刑事訴訟法の基本問題				
担当教員	大澤 裕 教授					単位数	2
科目名	刑事訴訟法演習	合併		他学部	否	言語	日本語

#### 授業の目標・概要

最近の裁判例、論文等を素材に、刑事訴訟に関わる基本的で重要な問題に検討を加え、刑事訴訟法に関する知識・理解を深める。テーマごとに報告者を定め、報告者の調査・研究をもとに全員で議論する形式で進める。主体的な調査、研究とそれを踏まえたプレゼンテーション、ディスカッションを通じ、問題発見能力、分析力・思考力、表現力を高めることも狙いとする。取り上げるテーマと分担は、参加者の関心も踏まえ、第1回の演習において決定する。裁判傍聴等、実務見学の機会も設ける予定である。

#### 授業計画

- 1 オリエンテーション（1回）  
報告テーマと分担の決定、日程の決定
- 2 共同研究（1～2回）  
ビデオ教材の視聴等による刑事手続の概観と全体での議論。
- 3 研究報告（10回程度）
- 4 実務見学

#### 授業の方法

演習形式（参加者による報告とディスカッションを中心とする）。

#### 成績評価方法

日常点による。

#### 教科書

資料は必要に応じ、指示しまたは配布する。  
三井誠編『判例教材刑事訴訟法〔第5版〕』を使用することがある。

#### 参考書

必要に応じ、指示する。

#### 履修上の注意・その他

刑事訴訟法の授業を履修済みであるか併行して履修中であることを要する。  
研究報告のテーマについては、参加者の関心も考慮しつつ、担当教員で素案を用意する。参加希望者は、申込書の「参加志望理由」欄に、関心のあるテーマをいくつか記載すること。

#### 関連ホームページ

時間割 コード	0118049S	題目	行政法判例演習				
担当教員	山本 隆司 教授					単位数	2
科目名	行政法演習	合併		他学部	可	言語	日本語

### 授業の目標・概要

行政法を学ぶ上で重要なテーマに関する近時の判例・裁判例を読み、分析し、今後検討すべき行政法上の課題について考える。

### 授業計画

取り上げる判例・裁判例のテーマは、次の中から選ぶ予定。

- ① 行政裁量——公立高校教職員が国歌斉唱を拒否した職務命令違反と再任用の裁量
- ② 行政庁の説明義務——社会保障制度に関する市の職員の教示義務違反
- ③ 行政行為の職権取消し——公有水面埋立承認取消処分の違法性（辺野古訴訟）
- ④ 瑕疵の治癒——建築基準法令に基づき建築主が他の地権者等に対し説明を行うことに係る瑕疵
- ⑤ 違法性の承継——労災保険給付支給処分と労働保険料認定処分との関係
- ⑥ 当事者争訟と手続裁量——公害紛争調停委員会の手続打切りの裁量
- ⑦ 処分性——行政不服審査法上の執行不停止決定の処分性
- ⑧ 原告適格——旅客運賃認可処分取消訴訟における鉄道利用者の原告適格
- ⑨ 処分基準と狭義の訴えの利益——風俗営業停止命令取消訴訟
- ⑩ 狭義の訴えの利益——市街化調整区域における開発許可
- ⑪ 訴訟承継——じん肺管理区分決定処分取消訴訟の原告死亡後の相続人による訴訟承継
- ⑫ 取消訴訟の出訴期間——個人情報一部不開示決定取消訴訟の出訴期間の起算点と行訴法 14 条 1 項ただし書きの「正当な理由」
- ⑬ 処分差止め訴訟——自衛隊機運行差止め訴訟（第 4 次厚木基地訴訟）
- ⑭ 国家賠償法 1 条 2 項に基づく求償権——退職金返納等との関係

### 授業の方法

各回の報告者は、あらかじめ他の受講者に報告レジュメを配付し、受講者が予習できるようにする。そして、各回に 1 つまたは 2 つの判例・裁判例を取り上げ、報告を行ってもらった後、全員で議論する。報告後に、報告をもとにしたレポートの提出を求める。

### 成績評価方法

平常点およびレポートによる。

### 教科書

無

### 参考書

無

### 履修上の注意・その他

参加希望者は、演習参加申込書に、上記「授業計画」から報告を希望するテーマを 3 つまで記載するか、または、興味のある行政法のテーマを記載すること。

### 関連ホームページ



時間割コード	0118051S	題目	アメリカ少年法				
担当教員	川出 敏裕 教授、成瀬 剛 准教授					単位数	2
科目名	刑事学演習	合併	総合法政、法曹養成	他学部	否	言語	日本語

### 授業の目標・概要

現在、法制審議会では、少年法の適用対象年齢を 20 歳未満から 18 歳未満に引き下げることの可否について議論が行われている。そこでは、成人の刑事手続と比較した少年保護手続の特徴やその存在理由が問われていると言えよう。

諸外国においても、非行少年に対して成人と異なる特別の手続が設けられているが、具体的な手続の在り方は国によって大きく異なる。それゆえ、外国の少年法と比較すれば、我が国の少年法の特徴や存在理由をより深く理解できるであろう。

そこで、本演習では、日本の少年法の母法であるアメリカ法を取り上げ、アメリカのロースクールで用いられる少年法のケースブックを輪読し、同国における少年保護手続の在り方について検討する。その上で、アメリカ少年法の理解を踏まえて、法制審議会における少年法改正の議論内容を検討し、日本の少年司法の将来について展望してみたい。

### 授業計画

#### I 第 1 回, 第 2 回 ガイダンス

第 1 回は、担当教員が日本の少年保護手続について成人の刑事手続と比較しつつ概括的な講義を行うとともに、報告の割り当てを決める。

第 2 回は、履修者全員でアメリカ少年法における最重要判例（Gault 判決, McKeiver 判決等）の邦訳を検討し、アメリカ少年司法の概要を把握する。

#### II 第 3 回～第 11 回 アメリカ少年法の理解

アメリカ少年法のケースブックを分担して輪読する。

時間の制約上、下記のテーマを中心的に取り上げる予定である。

- ・ Status Offence（不良行為）
- ・ ダイヴァージョン
- ・ 非行事実の認定手続
- ・ 少年に対する処分のあり方

#### III 第 12 回, 第 13 回 日本の少年司法の将来

アメリカ少年法の理解を踏まえて、法制審議会における少年法改正の議論内容を検討し、日本の少年司法の将来を展望する。

### 授業の方法

アメリカ少年法のケースブックについて、その回を担当する学生から、予備知識がない他の学生に内容を説明してもらった上で、質疑応答を通じて理解を深める。本学の卒業生はアメリカに留学する者も多いので、そのイメージを掴む機会にもなる。

なお、他の学生と相談しながら勉強を進めてもらうため、可能な限り、グループ報告の形をとりたい。

### 成績評価方法

平常点を考慮する。

レポートを課さない。

（次ページに続く）

時間割 コード	0118051S	題目	アメリカ少年法				
担当教員	川出 敏裕 教授、成瀬 剛 准教授					単位数	2
科目名	刑事学演習	合併	総合法政、法曹養成	他学部	否	言語	日本語
<b>(前ページからの続き)</b>							
<b>教科書</b> 初回にコピーを配布する。							
<b>参考書</b> 初回のガイダンスで紹介する。							
<b>履修上の注意・その他</b> 日米の少年法に関する前提知識は一切必要としない。 英語で書かれた法律文献を理解するために必要な能力は、英語力よりも法律家としての理解・分析力であり、報告を担当する回を除いて、英語文献の熟読を求めることもないので、これまで英語法律文献に全く接したことがない者についても積極的な参加を期待したい。							
<b>関連ホームページ</b>							

時間割コード	0118055S	題目	「ポピュリズム」と民主制の「危機」？ ：歴史的パースペクティブ				
担当教員	中山 洋平 教授					単位数	2
科目名	ヨーロッパ政治史演習	合併	総合法政、公共政策	他学部	可	言語	日本語

### 授業の目標・概要

※8月の時点で大幅な変更を行ったので注意すること※

今や世界中で猛威を振るう「ポピュリズム」は民主制にとって、取って代わろうとする脅威なのか、あるいは、革新へと導く原動力なのか、それとも、克服すべき退廃に過ぎないのか。

西ヨーロッパ諸国は、地球上で最も長くかつ多様な民主制の歴史を持ち、それ故にこそ、あらゆる種類の民主制の「危機」を経験してきた。そうした事例を最新の歴史研究に基づいて検討することで、現在、我々が直面している「ポピュリズム」の危機がどのような性格のものなのか、いかに相対すべきなのか、より広い視野から理解しようと試みる。

### 授業計画

※8月の時点で大幅な変更を行ったので注意すること※

今日、移民問題を一つの契機にして「ポピュリズム」と総称される政治現象が世界のあちこちに拡散し、猛威を振っている。「グローバル・ポピュリズム」なる言葉も囁かれるようになったが、よく見れば、国・地域毎に現象はその位相を大きく異にしている。

アメリカ東部の知的エリートの間では、「ポピュリズム」は、グローバル化の果てに姿を現した新型の資本主義が民主制と共存できないことを示唆しているのではないかと悲観すら漂う。しかし、グローバル化が大衆政治のあり方に深刻な影響を与えたのは、歴史上、これが初めてではないし、民主制が市場経済の変貌によって左右されてきたのも決してアメリカだけではない。

他方、西ヨーロッパでは、人種主義が個人権力や強権政治と結合した途端、戦間期の悪夢が想起される。しかしそれが生産的な思考なのかどうか知るためには、まず戦間期の事象の多様な実態を把握するところから始めねばならないはずだ。

このような問題意識から、この演習では、主として以下の3つの歴史的な民主制の「危機」を検討し、現代の「ポピュリズム」の「危機」が意味するところを考察する。

①19世紀末の「第一次グローバル化」と大衆政治の到来

②第一次大戦後の民主制の「崩壊」

③冷戦と68年の「事件」

その上で、1990年代以降、現代の「ポピュリズム」にどのように相対してきたかを現代比較政治学の成果を参照しつつ省察する。

### 授業の方法

英語文献を中心に会読する。

報告者は、比較的詳細なレジメを配布した上で、口頭で簡潔な内容紹介を行うと共に、関連文献の調査などを踏まえて論点提示などのコメントを添えること。

大学院と合併で行うため、英文テキストの読解の正確さを確認しつつも、主題理解の的確さ・深さも追求していく。

### 成績評価方法

定められた回数の報告を行うほか、毎回のゼミへの出席と議論への参加が単位履修の要件である。

成績評価は、上記の観点に照らし、報告と議論参加の質によって行う。

(次ページに続く)

時間割 コード	0118055S	題目	「ポピュリズム」と民主制の「危機」？ ：歴史的パースペクティブ				
担当教員	中山 洋平 教授					単位数	2
科目名	ヨーロッパ政治史演習	合併	総合法政、公共政策	他学部	可	言語	日本語
<b>(前ページからの続き)</b>							
<b>教科書</b>							
<p>取り上げる文献のうち、分量の多いもの（単著）としては、現時点では下記が候補に含まれている。最終的には参加者の専攻や関心などを勘案して決定する。</p> <p>Daniel Ziblatt, <i>Conservative parties and the birth of democracy</i>, Cambridge University Press, 2017.</p> <p>Pepijn Corduwener, <i>The problem of democracy in postwar Europe: political actors and the formation of the postwar model of democracy in France, West Germany and Italy</i>, Routledge, 2017.</p> <p>Camille Bedock, <i>Reforming democracy: institutional engineering in western Europe</i>, Oxford University Press, 2017.</p>							
<b>参考書</b>							
<p>ヨーロッパ比較政治史の入門書として、例えば、篠原一『ヨーロッパの政治』（東京大学出版会、1986年）に目を通し（直し）ておくことが望ましい。『ヨーロッパ政治ハンドブック（第二版）』（東京大学出版会、2010年）も推奨する。</p>							
<b>履修上の注意・その他</b>							
<p>ゼミは毎回、時間延長が見込まれるので、毎週、午後7時過ぎまでは予定を確実に空けておくこと。教材準備などのため、参加予定者は事前に下記アドレスに、研究テーマなどを付記の上、申し出ることが望ましい。</p> <p>初回は必ず出席すること。どうしてもやむを得ず欠席する場合は、メール（下記）で必ず連絡すること。大学院法学政治学研究科総合法政専攻、総合文化研究科、公共政策教育部と合併。</p>							
<b>関連ホームページ</b>							
<p><a href="http://www.j.u-tokyo.ac.jp/faculty/nakayama_yohei/">http://www.j.u-tokyo.ac.jp/faculty/nakayama_yohei/</a></p>							

時間割コード	0118057S	題目	国際法判例研究				
担当教員	森 肇志 教授					単位数	2
科目名	国際法演習	合併		他学部	可	言語	日本語

### 授業の目標・概要

国際司法裁判所等の判決・勧告的意見を読む。

本演習の目的は、国際社会において現実に法が果たしている機能とダイナミズムを具体的に理解することにある。その前提として、生の判例を読み、その理解を踏まえて自分の見解を明確にし、その上で他者と議論する能力を習得する機会としたい。

対象とする判決・勧告的意見としては、古典的判決等から最新ののものまで、多様なものを予定している。

### 授業計画

国際司法裁判所等の判決・勧告的意見をじっくり読む。

### 授業の方法

国際司法裁判所等の判決・勧告的意見を全員が読んで理解してきた上で、担当グループの発表を基に議論を行う。

参加者をいくつかのグループに分け、1つのグループが1つの判決等を受け持ち、その中で各人が個々の担当分野について報告する。担当者は、国際法判例百選をモデルとした判例評釈を書くことを目標に、判決・勧告的意見を読み、反対意見などの異なる見解とも照らし合わせながらその論理と意味を理解し、取り上げられた論点に関する従来の学説なども踏まえて、当該判決の意義を明らかにするような発表を行う。準備段階でグループのメンバーと積極的な議論・協力が期待される。他の参加者は、そうした報告に対し、自分なりの疑問点や意見を述べ、全員で議論する。

なお、生の判例を読む、という観点から、判決等は英文で読むことになるが、1つの判決等を何回かに分けて読むなどして、参加者の負担が過重とならないように配慮する。

### 成績評価方法

発表および発表レジュメ、授業への参加によって評価する。発表レジュメ以外にレポートを課すことはないが、判例の意義の検討について、事後的にレポートを提出することは許可する。

### 教科書

判例テキストは配布・指示する。

### 参考書

逐次指示する。

### 履修上の注意・その他

\*国際法第一部（あるいはそれと同等のもの）を履修済み（少なくとも聴講済み）であること、国際法第二部（あるいはそれと同等のもの）を履修済みあるいは履修中であることが求められる。

\*演習の規模としては最大で12名程度を予定している。

\*演習には毎回の出席が求められる。但し卒業年次の学生については特別の配慮を行うので、履修申請書に出席の見通しを記入すること。また、通常延長するので、そのつもりで履修すること。

\*春休みに合宿を行うことも検討している。

### 関連ホームページ

時間割 コード	0118059S	題目	刑法判例研究				
担当教員	橋爪 隆 教授					単位数	2
科目名	刑法演習	合併		他学部	否	言語	日本語
<p><b>授業の目標・概要</b>  最近の重要判例の分析を中心として、刑法解釈論の重要問題について理解を深める。  検討テーマの詳細については、開講時に説明する。</p> <p><b>授業計画</b>  演習では次のようなテーマについて、取り上げる予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・因果関係論</li> <li>・違法性論（正当防衛、緊急避難）</li> <li>・責任論（故意・錯誤論、責任能力）</li> <li>・未遂犯論</li> <li>・共犯論</li> <li>・生命・身体に対する罪</li> <li>・財産犯罪</li> <li>・社会的法益に対する罪</li> <li>・国家的法益に対する罪</li> </ul> <p><b>授業の方法</b>  演習参加者には、各自の担当するテーマについて報告することが求められる。報告の形式、分担などの詳細については、開講時に説明する。</p> <p><b>成績評価方法</b>  平常点による。</p> <p><b>教科書</b>  必要な資料は開講時に配布する。</p> <p><b>参考書</b>  詳細は開講時に説明する。</p> <p><b>履修上の注意・その他</b>  刑法第1部・刑法第2部を履修済であることが望ましい（単位の取得は問わない・・・）。  3年生・4年生いずれも履修可能である。</p> <p><b>関連ホームページ</b></p>							

時間割 コード	0118062S	題目	政治とマスメディア文献講読				
担当教員	谷口 将紀 教授					単位数	2
科目名	政治学演習	合併	総合法政、公共政策	他学部	可	言語	日本語

#### 授業の目標・概要

政治とマスメディアをめぐる様々なトピックスを取り上げ、英語及び日本語文献を講読します。

#### 授業計画

取り上げるトピックスは以下の通りです。

- ジャーナリストの政治的役割
- 経営問題と報道
- マスメディアに対する信頼
- 議題設定とプライミング
- フレーミング
- メディア・バイアス
- ソフトニュース
- 選択的接触
- インターネットと政治
- 政治家のメディア戦略

#### 授業の方法

毎回の授業は、テキストの内容報告・グループディスカッション・全体ディスカッションから構成されます。

#### 成績評価方法

平常点

#### 教科書

- 谷口将紀『政治とマスメディア』東京大学出版会
- 上記以外のリーディング・アサインメント（毎回英語論文 1～2 本、日本語の文献を追加する場合もある）については第 1 回配布のシラバスで指示します。

#### 参考書

第 1 回配布のシラバスで指示します。

#### 履修上の注意・その他

- 履修希望者は、必ず初回の授業に出席してください。
- 本授業は学術的・理論的アプローチが主になります。実務的・実践的な事柄に関心がある人は「政治とマスメディア演習」（公共政策大学院での科目名は「事例研究（政治とマスメディア）」）を履修してください。
- ディスカッションに支障をきたさないよう、報告担当者以外も毎回予習をしてきてください。
- 2018 年度は、2 週間に 1 回の割合で、各回 2 時限連続で授業を行います。授業日（第 1 回配布のシラバスに記載）に注意してください。○リサーチペーパーの作成を希望する法学部生の参加も歓迎します。

#### 関連ホームページ

時間割 コード	0118064S	題目	行政組織法の諸問題				
担当教員	太田 匡彦 教授					単位数	2
科目名	行政法演習	合併	公共政策	他学部	可	言語	日本語
<p><b>授業の目標・概要</b>  行政組織を構成し、相互関係を規律する法に関わる諸問題を検討する。法治国原理と民主政原理に則った行政活動がなされるための基礎を構築すべき法分野であると共に、権利義務関係・裁判所による権利救済（司法統制）という、現在の法理解では法に当然に付随するものとも理解される要素が当然には作動しない分野でもあり、法の捉え方について省察を求められる分野でもある。これらの点に留意しながら、考察を行いたいと考えている。</p> <p><b>授業計画</b>  第1回：説明・担当者の決定など、第2回：教科書 2-56 頁および関連論文、第3回：教科書 56-91 頁および関連論文、第4回：教科書 92-145 頁及び関連論文、第5回：教科書 146-187 頁及び関連論文、第6回：教科書 188-234 頁及び関連論文、第7回：教科書 235-262 頁及び関連論文、第8回：教科書 263-303 頁及び関連論文、第9回：教科書 304-320 頁及び関連論文、第10回：教科書 322-384 頁及び関連論文、第11回：教科書 384-448 頁及び関連論文、第12回：教科書 448-504 頁及び関連論文、第13回：教科書 506-572 頁及び関連論文</p> <p><b>授業の方法</b>  各回につき、教科書の該当箇所と併せて指定する論文・判決を読んで、いかなる問題が所在するかを検討する。公共政策大学院生と法学部生両方からの参加が得られた場合、公共政策大学院生は、教科書の該当箇所の報告を毎回担当すると共に、論文の報告も分担しなくてはならない。法学部生は、論文の報告は担当しなくてはならないが、教科書の該当箇所の報告は任意とする予定である。行政実務家を招いて講義をしてもらう授業ではないので、注意すること。  関連論文のリストを9月上旬までに開講者のウェブサイトに掲げるので、法学部生は、担当したい論文をその理由と共に申込書に記載すること。ただし、重複した場合に希望者の一方にしか参加を認めないということではない。</p> <p><b>成績評価方法</b>  各回の報告内容と議論への参加度により評価する。また、公共政策大学院学生についてはレポートの提出を求め、それを単位取得の条件とした上で、評価資料として組み込む。</p> <p><b>教科書</b>  宇賀克也『行政法概説 III（第4版）』（有斐閣、2015年）——改版された場合には最新版を用いる。  関連論文は、こちらで用意する。</p> <p><b>参考書</b>  塩野宏『行政法 III（第4版）』（有斐閣、2012年）</p> <p><b>履修上の注意・その他</b>  予習をして授業に臨むこと。積極的に発言すること。</p> <p><b>関連ホームページ</b></p>							



時間割コード	0118067S	題目	東アジア政治史の諸問題……ナショナリズム・アイデンティティの交錯を中心に				
担当教員	平野 聡 教授					単位数	2
科目名	アジア政治外交史演習	合併		他学部	可	言語	日本語

### 授業の目標・概要

日本も含まれるものと一般的に捉えられている「東アジア」は、確かに近年の急速な経済発展・経済的相互依存の進展によって、グローバルなレベルでの存在感もきわめて大きくなった。「東アジア」諸国、とりわけ中国の経済的動向が、かくも国際社会に大きなインパクトを与えるようになるとは、今から10数年～20年前には余り考えられなかったことを考えれば、平和・協調・相互依存こそ、この地域にかかわる全ての存在にとっての利益であることは疑いない。

しかし周知の通り、この地域においては19世紀以来の世界史的な状況、とりわけ帝国主義やイデオロギー対立の影響により、ナショナリズム・アイデンティティの面で複雑な分断状況がある。EUやASEANをはじめ、他の地域においても様々な域内対立や歴史的葛藤が存在するにもかかわらず、曲がりなりにも地域共同体が形成されていることと比較すると、高度に経済発展し相互依存するほど、いわゆる「歴史認識」等々の対立が深まる「東アジア」の現実は、ある意味で「奇妙」ですらある。

とはいえ、どう見ても「奇妙」に見えるにもかかわらず問題が噴出するということは、要するに「東アジア」の地域世界に内在された構造や相互認識のあり方にもともと問題があり、それが近現代において増幅されているからだ、と見ることも出来る。したがって、複雑な歴史的経緯を踏まえ、蓄積された矛盾に適切に対応しながら「東アジア」の平和を辛うじて保って行くことが必要になるが、その際にはどのような方法が必要なのか。あるいは、そもそもそれは可能なのだろうか。

本演習では、以上のような問題点に即して、参加者の皆さんの知的関心を刺激することを目指している。

### 授業計画

第一回目の演習（日時は掲示板に注意されたい）で、概要を説明するとともに扱う課題図書を提示し、毎回の報告担当者を決める。

第二回目以後は、下記「授業の方法」を参照のこと。

### 授業の方法

通常の演習である。

当方で指定する研究書をテキストに、毎回1人の担当者を決めて、

- (1) 担当した研究書または論文の要約
- (2) それに対する報告者の考え及びその論拠
- (3) テーマ・問題に関連した独自のリサーチ

以上を約40分程度で報告してもらい、質疑応答・討論を行うとともに、必要に応じて当方の補足説明を交えることによって、「東アジア」という地域とその歴史をめぐる参加者の多面的な認識が深まることを目指したい。具体的には、19世紀以後の各国におけるナショナリズムの形成を中心とした政治史的展開と、それに伴って生じたアイデンティティの葛藤など思想的営為を織り交ぜ、その問題点や限界について考えてみることにしたい。

### 成績評価方法

報告する内容と平常点（参加度）による。

### 教科書

課題となる書籍は初回に指定するが、東アジア国際関係史に関するマクロな議論、ならびに中国・台湾・朝鮮半島・沖縄/琉球の歴史など、定評ある研究書を幅広く扱う予定である。毎回扱う本は変わるが、シラバス作成時点では検討中である。

(次ページに続く)

時間割 コード	0118067S	題目	東アジア政治史の諸問題……ナショナリズム・アイデンティティの交錯を中心に				
担当教員	平野 聡 教授					単位数	2
科目名	アジア政治外交史演習	合併		他学部	可	言語	日本語
<b>(前ページからの続き)</b>							
<b>参考書</b>							
<p>担当者の問題意識を知って頂くという点で、以下の拙著を紹介させて頂く。  『大清帝国と中華の混迷（興亡の世界史 17）』講談社学術文庫、2018年。  『「反日」中国の文明史』ちくま新書、2014年。</p>							
<b>履修上の注意・その他</b>							
<p>有り体に言って、いわゆる「東アジア」、あるいはアジア太平洋地域の国際関係・ナショナリズム・アイデンティティをめぐる議論には正解がない。ただ言えるのは、そこに住む人の数だけ多様な見解に分かれ、大まかな議論の傾向が複数あるということに過ぎない。厳密さを求める演習で「正解」を提示できないことを恐れる気持ちから、演習の場で押し黙り気味な学生を見かけることが多々あるが、このような態度とは真逆の「多事争論」の精神、すなわち正解が見えない問題群の中で自らも意見を出して緩やかな共通了解を創って行く、という発想で臨んで頂ければ幸いである。</p>							
<b>関連ホームページ</b>							

時間割 コード	0118069S	題目	フランス民事訴訟法文献講読				
担当教員	垣内 秀介 教授					単位数	2
科目名	民事訴訟法演習	合併	総合法政、法曹養成	他学部	否	言語	日本語
<p><b>授業の目標・概要</b>  民事手続（裁判外紛争処理を含む）に関するフランス語論文を講読する。テキストそのものの内容を正確に理解するとともに、その背景をなすフランスの民事手続やそれをめぐる状況に関する知見を深めることを目標とする。  文献については、第一回において受講者の問題関心等をも考慮したうえで最終的に決定する。</p> <p><b>授業計画</b>  各回に、所定の箇所を読み進める。受講者のフランス語読解能力等を勘案して、授業第一回に具体的な進行予定を定める。</p> <p><b>授業の方法</b>  各受講者に担当箇所を割り振り、各回の授業において、当該箇所の理解を確認する方法によって進める。</p> <p><b>成績評価方法</b>  平常点を考慮する。  成績を合否で評価する。</p> <p><b>教科書</b>  取り扱う文献については、第一回において、受講者の問題関心等をも考慮したうえで最終的に決定する。</p> <p><b>参考書</b>  随時指示する。</p> <p><b>履修上の注意・その他</b>  2・3年生対象</p> <p><b>関連ホームページ</b></p>							

時間割 コード	0118070S	題目	民事訴訟法重要問題研究				
担当教員	菱田 雄郷 教授					単位数	2
科目名	民事訴訟法演習	合併		他学部	否	言語	日本語
<p><b>授業の目標・概要</b> 民事訴訟法の重要問題について、教科書の記述よりも少しだけ深い理解を獲得することが本演習の目標となる。</p> <p><b>授業計画</b> 長谷部由起子ほか編『ケースブック民事訴訟法』（弘文堂）から、12のユニットを選別し、毎回1つのユニットを扱う。今のところは、以下のような計画を考えているが、受講者の関心によって変更することはあり得る</p> <p>第1回 ガイダンス 第2回 Unit 2 任意的訴訟担当 第3回 Unit 7 確認の利益 第4回 Unit 9 二重起訴の禁止 第5回 Unit 10 弁論主義 第6回 Unit 12 釈明権 第7回 Unit 13 争点整理 第8回 Unit 15 事実認定・専門訴訟 第9回 Unit 16 文書提出命令 第10回 Unit 18 民事訴訟における秘密の保護 第11回 Unit 19 訴訟物の範囲 第12回 Unit 24 既判力の主観的範囲 第13回 Unit 27 判決の反射的効力</p> <p><b>授業の方法</b> いわゆる双方向授業によって進める。毎回の授業には、多少の準備をして臨んでいただく必要があるが、発言は自由かつ気楽にして頂いて構わない。</p> <p><b>成績評価方法</b> 授業への参加状況による。</p> <p><b>教科書</b> 長谷部由起子ほか編『ケースブック民事訴訟法』（弘文堂）を教科書とする。</p> <p><b>参考書</b> 上記ケースブック民事訴訟法に記載のもの。それ以外で重要なものは授業中に紹介する。</p> <p><b>履修上の注意・その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Unitによっては、資料を追加することがあるが、これはITC-LMSを通じて配布する。</li> <li>・授業は延長することがあり得る。</li> </ul> <p><b>関連ホームページ</b></p>							

時間割コード	0118073S	題目	会社法・金融商品取引法研究				
担当教員	加藤 貴仁 准教授					単位数	2
科目名	商法演習	合併	総合法政、法曹養成	他学部	否	言語	日本語

#### 授業の目標・概要

近年、我が国の上場会社のコーポレートガバナンスの見直しを目的として様々な施策が講じられているが、そのような施策は会社法改正に限られない。むしろ、最近では、コーポレートガバナンス・コードやスチュワードシップ・コードなど会社法以外の施策の重要性が増している。また、そもそも上場会社のコーポレートガバナンスおよびコーポレートファイナンスに関する制度を理解するためには、会社法以外の諸制度、その中でも特に金融商品取引法を合わせて学ぶことが必須である。そこで本演習では、上場会社のコーポレートガバナンスおよびコーポレートファイナンスに関する諸問題を取り上げ、会社法と金融商品取引法を初めとする会社法以外の諸制度の関係を考察する。

#### 授業計画

上場会社のコーポレートガバナンスおよびコーポレートファイナンスに関する諸問題として、株式報酬、ライツオフアリング、機関投資家によるエンゲージメントと金融商品取引法（公開買付規制、大量保有報告制度、フェアディスクロージャー・ルール）、インサイダー取引規制などを取り上げる予定である。取り上げるテーマについては、参加者の希望を聞いて、適宜追加する。

#### 授業の方法

各回に報告者を割り当て、報告の後に履修者全員が参加する形で検討を行う。報告の方法は報告者に委ねられるが、取り上げるテーマによっては論文等（英語の場合あり）を指定することがある。

#### 成績評価方法

平常点を考慮する。  
筆記試験およびレポートは課さない。  
成績を合格・不合格で評価する。

#### 教科書

特になし

#### 参考書

特になし

#### 履修上の注意・その他

2年生および3年生を対象とする。  
なお、本演習は、法学部および総合法政専攻との合併により行う。

#### 関連ホームページ

時間割コード	0118074S	題目	不法行為法の諸課題と立法				
担当教員	米村 滋人 教授					単位数	2
科目名	民法演習	合併	総合法政	他学部	可	言語	日本語

### 授業の目標・概要

近年、不法行為法領域で社会的に注目を集める判例等が続出している。不法行為法では、少ない条文で多種多様な事例を処理せざるを得ないため、抽象性の高い解釈論が展開される一方で、新たに発生する現代的な問題への対応も必要であり、種々の社会的な背景を考慮した難解な議論になりやすい。現在の不法行為法の条文で十全な対応が可能であるかも問題であり、立法による解決も視野に入れた議論が必要な段階に至っている。本科目は、不法行為法に関する従来の学説・判例を前提としつつ、今日的な問題状況を踏まえ、立法をも視野に入れた解決策につき検討することを目的とする。単に教科書的な知識をなぞるだけでなく、最新の学説・判例の動向を踏まえた発展的な内容が扱われる予定である。

### 授業計画

毎回、参加学生には、特定のテーマにつき今日的な問題状況の説明と立法提案（立法しない旨の提案を含む）に関する報告を行ってもらい、それにつき全員で討論する。内容は、以下のテーマを基本とするが、詳細は参加者の希望等に応じて調整する。

- ・不法行為法の全体的制度設計（民事責任と刑事責任、保険・社会保障制度等との相互関係、リスクと責任、利益吐き出し、法人の不法行為、純粹経済損害、無過失責任など）
- ・不法行為の要件（過失、権利侵害〔総論・人格権・環境権・知的財産権など〕、違法性、因果関係、損害など）
- ・不法行為の効果（賠償範囲、損害額算定、差止め、過失相殺、損益相殺など）
- ・特殊の不法行為の制度設計（使用者責任・監督義務者責任・共同不法行為責任などのあり方）

### 授業の方法

参加者数によって形式の変更がありうるが、基本的には、毎回テーマごとに2人程度の学生に報告をしてもらい、その後全員で討論を行う形式で進める。報告者はもちろん、各参加者も、その日のテーマにつき教科書等で基本的な知識を確認してから参加することが望ましい。

### 成績評価方法

平常点および最終レポートによって評価する。

### 教科書

共通の資料として、現代不法行為法研究会編『別冊 NBL 不法行為法の立法的課題』（商事法務、2015）を挙げる。

### 参考書

参考書等は、初回に紹介する。

### 履修上の注意・その他

不法行為法の基本事項は習得済みであることが望ましい。  
 なお、本演習は、毎回30分から1時間程度延長する可能性がある。  
 本演習は、大学院演習との合併で開講する。

### 関連ホームページ

時間割 コード	0118075S	題目	日欧近代法史の諸問題				
担当教員	和仁 陽 准教授					単位数	2
科目名	日本近代法史演習	合併	総合法政	他学部	可	言語	日本語

#### 授業の目標・概要

日本の近現代法が、外国法との特異なまでに密接な接触に立脚していることに鑑み、比較近代法史のさまざまな問題につき参加者の関心に応じて議論することを目的とする。分野の例としては、比較法方法論、法における翻訳、法制史と国制史・社会史・概念史、「継受」概念の効用と限界、外国法教育のあり方、などなど多岐にわたりうる。

#### 授業計画

題材は参加者の関心に応じて柔軟に決めたいので、初回に各自希望するテーマを持ち寄って相談する。

#### 授業の方法

参加者の能力次第であるが、外国語のテキストを講読する可能性がある。

#### 成績評価方法

報告と議論への参加とを含む平常点による。

#### 教科書

なし。

#### 参考書

授業の進行に応じて挙示する。

#### 履修上の注意・その他

性質上若干時間を延長して行うことになるのであらかじめご承知いただきたい。

#### 関連ホームページ

時間割 コード	0118076S	題目	憲法の基本問題				
担当教員	小島 慎司 教授					単位数	2
科目名	憲法演習	合併		他学部	否	言語	日本語
<p><b>授業の目標・概要</b></p> <p>①憲法学の基本的な知識を前提としつつ、現在の問題について理論的に分析を加え、その成果を報告する。 ②共通テキストを中心に準備をし、他人の報告について討議し、関心を深める。</p> <p><b>授業計画</b></p> <p>初回は顔合わせとテーマの決定を行い、2回目以降、下記の方法を進める。現時点で詳細は未定であるが、日本の憲法の状況について、外国人の研究者からの視点でコメントをもらい、議論をする回を設ける可能性がある。その場合でも、高い英語力を前提とするわけではない（私自身の英語力も非常に貧しい）。</p> <p><b>授業の方法</b></p> <p>主報告者はテキストの論文を参加者全体が共通資料として読んでくることを前提としつつ、レジュメ等を作成し、30分程度の報告を準備する。対照報告者は、報告者と異なる角度から、5分程度のコメントを行う。それを受けて、教員も含めて、皆で討論する。</p> <p><b>成績評価方法</b></p> <p>平常点による（各1回の主報告・対照報告は単位取得の前提である）。無断欠席はお断り。</p> <p><b>教科書</b></p> <p>宍戸常寿・林知更編『日本国憲法の70年』（岩波書店、2018年3月刊行予定）。</p> <p><b>参考書</b></p> <p>特になし。</p> <p><b>履修上の注意・その他</b></p> <p>特になし。</p> <p><b>関連ホームページ</b></p>							



時間割コード	0118078S	題目	日本の贈収賄規制と英米の汚職				
担当教員	樋口 亮介 教授					単位数	2
科目名	刑法演習	合併	法曹養成	他学部	否	言語	日本語
<p><b>授業の目標・概要</b>  贈収賄規制について、日本法を勉強し、英米との対比も行ってもらいます。  公務の適正の確保という一般的な視点のほか、政治家や官僚の汚職が起訴された事案について検討してもらいます。</p> <p><b>授業計画</b>  イギリス・アメリカについては現地の教材や基本的な文献を読んでもらいます。  日本については、刑法 197 条以下の規定が枝番も含めて充実していることを理解すべく、制定過程の調査した上で、判例を検討します。  特に、197 条の 2 以下は昭和 16 年という戦時下での改正であって、その背景を立入って理解したい、と考えています。  また、議員や大臣の汚職による摘発について、戦前に遡って調査対象にします。</p> <p><b>授業の方法</b>  報告担当者が調査結果を報告し、議論します。  基本的には、英米担当班と、立法の沿革担当班、判例担当班に分けて進めていきたい、と考えています。</p> <p><b>成績評価方法</b>  平常点</p> <p><b>教科書</b>  配布します</p> <p><b>参考書</b>  なし</p> <p><b>履修上の注意・その他</b>  初回に、日本の汚職規制について概要を説明します。  また、対比のために、第 2 回にはドイツ法についても説明します。  3 回目以降から学生さんの報告を聞かせていただきます。</p> <p><b>関連ホームページ</b></p>							

時間割コード	0118079S	題目	会社法研究				
担当教員	飯田 秀総 准教授					単位数	2
科目名	商法演習	合併		他学部	否	言語	日本語

#### 授業の目標・概要

会社法を法と経済学のアプローチで分析できるようになることが目標である。  
 会社法を理解するためには、法と経済学の分析は不可欠である。  
 条文を適用する、判例の射程を理解するといったアプローチとは異なる視点から会社法に接近することで、  
 会社法の面白さを経験することを目指す。

#### 授業計画

出席者の関心に応じて変更するが、  
 当初の予定は下記のとおりである。

- 1 イントロダクション
- 2 株主有限責任
- 3 株式価値評価
- 4 エージェンシーモデルとコーポレート・ガバナンス
- 5 取締役の義務
- 6 新株発行
- 7 オプションと会社法
- 8 公開買付けのフリーライド問題と強圧性
- 9 株式買取請求権
- 10 実証分析入門
- 11 事例研究
- 12 事例研究
- 13 事例研究

#### 授業の方法

演習  
 報告者が担当の箇所のテキストをベースに報告し、  
 それに基づいて全員で議論する。  
 報告者以外の者も、原則として、毎回、  
 コメント（A4で2頁程度）を事前に提出してもらう。

#### 成績評価方法

平常点による。

#### 教科書

田中亘編『数字でわかる会社法』（有斐閣、2013）

#### 参考書

授業時に紹介する

#### 履修上の注意・その他

商法第一部は履修済みで、商法第二部を履修中であることを前提とする。

#### 関連ホームページ

時間割コード	0118080S	題目	遺言法研究				
担当教員	加毛 明 准教授					単位数	2
科目名	民法演習	合併	総合法政、法曹養成	他学部	否	言語	日本語

### 授業の目標・概要

高齢社会の到来とともに、相続に関する様々な問題が生じている。近時、遺言による財産処分についていくつかの重要な最高裁判例が下されるとともに、法制審議会・民法（相続関係）部会では遺言法の一部について改正が検討され、本年 2 月には「民法（相続関係）等の改正に関する要綱」が公表される予定である。

本演習では、遺言法に関する解釈論・立法論上の諸問題について検討する。近時の判例や改正審議の議論を 1 つの手掛かりとしつつも、それらにとらわれることなく遺言法の包括的な検討を行う。各回の演習では、遺言に関する民法の規定（第 5 編第 7 章・第 8 章）を参加者に割り当て、その報告に基づいて全員で議論を行う。本演習への参加を希望する者は、遺言法に関する自らの関心を明らかにした志望理由書を大学院係に提出するようにして欲しい。

演習に参加するための準備の負担は軽いものではない。また毎回、相当の時間延長が見込まれるので、参加者は金曜日の夜に予定を入れないようにして欲しい。意欲ある学生の参加を期待する。

### 授業計画

以下の報告テーマとスケジュールを予定しているが、参加者の問題関心などにより、変更の可能性がある。

イントロダクション

遺言の解釈など

遺言の能力など（961～963, 966 条）

遺言の方式①（960, 967～975 条）

遺言の方式②（976～984 条）

遺言の効力①（964, 985～993 条）

遺言の効力②（994～1003 条）

遺言の執行①（1004～1010, 1019～1021 条）

遺言の執行②（1011～1018 条）

遺言の撤回・取消し（1022～1027 条）

遺留分①（1028～1035 条）

遺留分②（1036～1044 条）

### 授業の方法

毎回報告者を決め、その報告の後、参加者全員で討論を行う。

### 成績評価方法

出席、報告の内容、討論への参加に基づいて行う。

### 教科書

初回に一般的な参考文献を紹介するほか、演習の進行に応じて適宜参考文献を指示する。

### 参考書

同上。

### 履修上の注意・その他

演習開始前に、相続法に関する一般的な知識を体系書などにより、確認しておくこと。

### 関連ホームページ

時間割 コード	0118086S	題目	English Contract Law				
担当教員	FISHER JAMES CLAYTON 特任准教授					単位数	2
科目名	英米法演習	合併	総合法政、公共政策	他学部	可	言語	英語

#### 授業の目標・概要

This course investigates the law of contract in common law jurisdictions, with a particular focus on the law of England. Students will learn to think critically about issues of contract law theory and practice. We consider the differences (real or imagined) between common law contracts and the contract law of Civilian jurisdictions, and assess the strengths and shortcomings of the English law position. Using untranslated primary sources (principally case law from the courts of England & Wales), students come to understand the common law of contract, its history and its continuing development.

#### 授業計画

1. Offer and acceptance
2. Interpretation, certainty and objectivity
3. Consideration, formality and promissory estoppel
4. Privity of contract and third party rights
5. Unilateral mistake
6. Misrepresentation
7. Breach of contract
8. Exclusion of liability
9. Termination
10. Common mistake and frustration
11. Vitiating factors (undue influence, duress, unconscionability)
12. Remedies (general principles of damages)
13. Remedies (non-pecuniary loss, equitable relief, minority remedies)

#### 授業の方法

Teaching will be by seminar, conducted in English. The seminars are discursive and students must come to class having already read the week's assigned material. Students are responsible for locating these materials independently (digitally or in hard copy).

#### 成績評価方法

There is no written exam; students are assessed on the basis of a single essay (2500 words in English) and class participation.

#### 教科書

There is no textbook. Weekly reading materials will be assigned.

#### 参考書

Provided in class where necessary.

#### 履修上の注意・その他

A high standard of English is required to perform well in this course (sufficient to understand English-language legal materials and exchange opinions in class discussions).

#### 関連ホームページ

時間割コード	0118087S	題目	Making Legal Arguments: Legal Writing in Theory and Practice				
担当教員	FISHER JAMES CLAYTON 特任准教授					単位数	2
科目名	比較法演習	合併	総合法政、公共政策	他学部	可	言語	英語
<p><b>授業の目標・概要</b>  The course combines (1) legal-theoretical and jurisprudential enquiries into the nature of adjudication and legal reasoning (principally in English-speaking jurisdictions), and (2) practical training in the construction of valid and convincing legal arguments (including case analysis, legal research, and writing).</p> <p><b>授業計画</b>  1. Orientation  2. “The key to the science of jurisprudence”: understanding rules, law, and legal systems  3. “Laws, like sausages...”: statute, case law, and practical authority  4. Hercules and antipositivism: judge as inevitable legislator?  5. “What the judge has had for breakfast”: against legal formalism?  6. The internality of law: principle and policy in legal argument  7. Humpty Dumpty presiding: on legal interpretation  8. Orientation (reprise): briefing on second writing project  8. Citation, citation, citation.  9. Dangerous precedents: exercises in reading and analysing cases  10. Doing it in style: exercises in writing and expression  11. [Project work]  12. [Individual feedback]  13. Discussion, analysis, reflection.</p> <p><b>授業の方法</b>  Teaching will be by seminar and conducted entirely in English. Classes will involve discussion and correction of written work that students should produce as assigned in advance of classes.</p> <p><b>成績評価方法</b>  There is no exam. Students are assessed on the basis of two written papers, each of 2500 words, in English. The first is an academic essay, the second a piece of practical legal argument.</p> <p><b>教科書</b>  There is no textbook. Weekly reading materials will be assigned.</p> <p><b>参考書</b>  Provided in class where necessary.</p> <p><b>履修上の注意・その他</b>  A high standard of English is required to perform well in this course (sufficient to understand English-language legal materials and exchange opinions in class discussions).</p> <p><b>関連ホームページ</b></p>							

時間割 コード	0118089S	題目	金融商品取引法の諸問題				
担当教員	大崎 貞和 客員教授					単位数	2
科目名	金融法演習	合併	総合法政、公共政策	他学部	可	言語	日本語
<p><b>授業の目標・概要</b>  金融商品取引法に関する基本的な諸問題について、海外の法制との比較を踏まえつつ、法の考え方を学ぶとともに、実務的な論点について検討する。</p> <p><b>授業計画</b>  金融商品取引法の主要論点をカバーすることを目指す。詳細は参加者と相談して決定する。</p> <p><b>授業の方法</b>  最初の数回は講師が金融商品取引法の概要や最近の動向について講義し、その後、参加者が各自の選択したトピックについて報告を行う。</p> <p><b>成績評価方法</b>  平常点及びレポート（報告時のプレゼンテーション資料）で評価する。</p> <p><b>教科書</b>  特に指定しない。</p> <p><b>参考書</b>  黒沼悦郎『金融商品取引法』有斐閣（2016）</p> <p><b>履修上の注意・その他</b>  会社法や金融商品取引法に関する予備知識は必須ではない。</p> <p><b>関連ホームページ</b></p>							

時間割 コード	0118095S	題目	アメリカ法文献購読				
担当教員	嶋津 元 特任講師					単位数	2
科目名	民法演習	合併		他学部	否	言語	日本語/英語
<p><b>授業の目標・概要</b> アメリカ財産法の文献読解を通じて、比較法的な視点の獲得を目指す。</p> <p><b>授業計画</b> 下記の教科書を精読する。購読する箇所については、初回に相談の上指定する。</p> <p><b>授業の方法</b> 参加者全員で、一文ずつ和訳を検討していく。</p> <p><b>成績評価方法</b> 平常点による。</p> <p><b>教科書</b> Joseph William Singer, Property (Aspen Student Treatise Series), 5th ed., 2016. 初回に購読箇所のコピーを配布します。</p> <p><b>参考書</b> 必要に応じて指定する。</p> <p><b>履修上の注意・その他</b> 丁寧に文献を読む練習としての性格を有する。</p> <p><b>関連ホームページ</b></p>							

時間割コード	0118096S	題目	カール・レーヴィットの「ヨーロッパのニヒリズム」を読む				
担当教員	BALDARI, Flavia 特任講師					単位数	2
科目名	政治学史演習	合併		他学部	否	言語	日本語

#### 授業の目標・概要

マルティン・ハイデッガーの弟子であり、1936年～1941年の間東北帝国大学の教授であったドイツ哲学者カール・レーヴィットの著作（英語訳）を読書する。授業では"European Nihilism: Reflections on the Spiritual and Historical Background of the European War"と"The Occasional Decisionism of Carl Schmitt"という論文を読む予定である。それをじっくり読みながら受講生はレーヴィットの30年代のヨーロッパ哲学状況や政治哲学の批判とともに、ニヒリズム、シュミットに対する批判、そして人間観というテーマも深める。また、『ヨーロッパのニヒリズム』の後書きでは日本精神批判がみられるので、レーヴィットと日本の関係も触れる予定である。

#### 授業計画

受講者の人数によって、変更があり得る。今のところでカール・レーヴィットの『ヨーロッパのニヒリズム』と「カール・シュミットの機会原因論的決断主義」の英語訳をゆっくり読む予定である。具体的な日程は最初回に説明すること。

#### 授業の方法

担当者の報告と全員で議論する。担当者以外の受講者にも予習とともに二つか三つの論点の準備が求められる。

#### 成績評価方法

平常点

#### 教科書

Karl Löwith, "Martin Heidegger European Nihilism" ed. Richard Wolin, trans. Gary Steiner, Columbia University Press. 生協書籍部にて各自購入のこと。

#### 参考書

Karl Löwith, "Martin Heidegger European Nihilism"が必要であり、他の参考文献は最終回に説明すること。

#### 履修上の注意・その他

特別な前提知識は必要としない。

#### 関連ホームページ



時間割コード	0118099S	題目	英国契約法における理論的諸問題				
担当教員	石川 博康 講師 (社会科学研究所 教授)					単位数	2
科目名	民法演習	合併	総合法政、法曹養成	他学部	可	言語	日本語
<p><b>授業の目標・概要</b>  英国における契約法上の諸制度（契約の解釈、損害賠償と特定履行、合意に基づく救済、フラストレーションなど）やそれらを支えている契約法の基礎理論につき、近時の学説や判例の動向について紹介する入門書を読み進めながら、検討を行う。</p> <p><b>授業計画</b>  英国契約法における近時の理論動向について取り扱う入門書である Jonathan Morgan, <i>Great Debates in Contract Law</i>, 2nd ed. (Palgrave Macmillan, 2015)を、主たる検討対象とする。さらに、契約解釈や信義則などのいくつかのテーマについては、Larry DiMatteo/Martin Hogg (eds.), <i>Comparative Contract Law: British and American Perspectives</i> (OUP, 2016)をも素材としつつ、英国と米国との比較を踏まえた検討を行う予定である。  本演習の進め方としては、対象となる各教材について、各回の報告担当者による報告および参加者全員での討論を実施する。参加者には、内容に関する検討として行われる討論に積極的に参加することが期待される。</p> <p><b>授業の方法</b>  演習</p> <p><b>成績評価方法</b>  平常点を考慮する  レポートを課さない</p> <p><b>教科書</b>  開講時に資料を配布する。</p> <p><b>参考書</b>  Jonathan Morgan, <i>Great Debates in Contract Law</i>, 2nd ed. (Palgrave Macmillan, 2015).  Larry DiMatteo/Martin Hogg (eds.), <i>Comparative Contract Law: British and American Perspectives</i> (OUP, 2016).</p> <p><b>履修上の注意・その他</b>  特になし</p> <p><b>関連ホームページ</b></p>							